

休館日のお知らせ

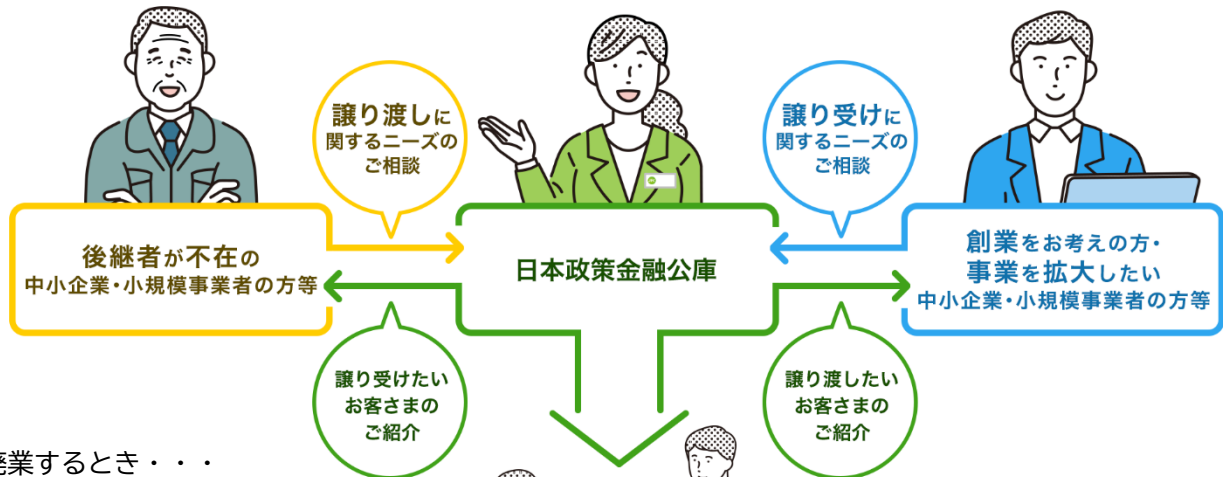
休業期間：令和5年12月29日(金)～令和6年1月3日(水)

上記の期間を休業とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

後継者不足で悩んでいる事業者様へ・・・

日本政策金融公庫事業承継マッチング支援のご案内

日本政策金融公庫の事業承継マッチング支援は、後継者がいないことなどを理由に「事業を譲り渡したい」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「事業を受けたい」とお考えの方をつなぐマッチングサービスです。



例えば廃業するとき・・・

従業員の皆さんが職を失ってしまうことはないですか？お客さんや取引先が困ってしまうことはないですか？

事業を譲り渡すなら、長年勤めてくれた従業員の雇用維持を条件とすることもできます。商品・サービスの提供が断たれることはなくお客さんも取引先も安心することができます。

「やめる」と決断する前に、あなたの大切な事業を「たくす」ことを考えてみませんか？

日本公庫の専門担当者が、お客様のご希望を踏まえお相手（マッチングの候補）をお探しします。マッチング後のお困りごとにも親身に対応します。

詳細については、日本公庫の「事業承継マッチング支援」ページをご覧ください。

ニーズが合致する両者を引き合わせ
(マッチング)



経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、最低賃金の引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者からの経営相談や各種申請サポート対応等を行うため、専門家（中小企業診断士、社会保険労務士等）による個別相談会を実施いたします。

相談は無料です。ぜひこの機会にご相談ください。

【開催日】毎月4日程度
※開催日についてはお問合せください

【対応時間】10時～12時、13時～15時
※1回につき2時間まで
※Zoomを使用したりモート相談にも対応しています

【お申込】事前予約制

＜職員異動のお知らせ＞

令和5年11月30日付退職：臨時職員 小林真大

市川町商工会青年部



市川高等学校の地域探求クラスに向けた出前授業(全4回)や、同校主催のeスポーツ大会への協賛を行い、各種イベント出店時には生徒さんにお手伝いいただきました。

出前授業では、市川町内の産業や青年部員の事業所の状況などについて講義を行いました。実際に就職が決まったという嬉しいお声もいただいています！



青年部員の資質向上のため、若手経営者・後継者向けの各種セミナーの開催や、主張発表大会等に出席し見聞を広めています。

また、部員同士の交流や他市町村の青年部との情報交換を目的に、親睦事業も実施しています。

地域商工業の発展と地域住民の福祉向上のため活動しています。

4年ぶりの開催となった市川まつりやリフパーまつりなどに出店し、イベントを盛り上げました。

夏には青色防犯パトロールを実施し、町内のパトロールを行いました。



令和5年度スローガン
革命～Revolution～

大寒祭開催予告！！

青年部初の試みとして、下記日程で大寒祭を開催いたします。青年部による“ふるまい”をはじめ、青年部員の事業所やキッチンカーの出店など、大人も子どもも楽しんでいただける内容を企画しています！

日時：令和6年1月20日(土)

10:00～15:00

場所：市川町文化センター



詳細については、青年部のホームページ上で順次更新していきます。

ぜひ、ご家族そろってご来場ください！

自分ひとりではできないような事業も、青年部ならできます！

ひとりでは作れないような人脈も、青年部なら構築できます！

- ・事業拡大のきっかけがみつからない…
- ・地域の事業者との人脈づくりがうまくいかない…
- ・相談できる頼れる仲間がほしい…

こんな悩みを抱えているあなた！

男性・女性は問いません！体験入部も大歓迎です！

少しでも興味がある方は、ぜひお問合せください！

45歳以下の経営者・後継者候補の皆さん、

私たちと一緒に市川町を盛り上げましょう！！

皆さんの参加をお待ちしています！！



<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



令和5年分より、青色申告決算書／収支内訳書の様式が変わります

令和5年分の確定申告に係る書類について、青色申告決算書と収支内訳書がインボイス制度に対応した様式へ変更になります。

青色申告決算書には、3ページ目に「売上金額の明細」と「仕入金額の明細」欄が追加され、主要な取引先4社分の名称・所在地・登録番号・取引金額の記載が必要になります。

収支内訳書は、2ページ目の「売上金額の明細」と「仕入金額の明細」の欄に、取引先の登録番号を記入する欄が追加されます。

主要な取引先について、確定申告までにご確認いただきますようお願いいたします。



○売上(収入)金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で13桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額
			円
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)			
			計

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額
			円
上記以外の仕入先の計			
			計

○減価償却費の計算

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方へ

インボイス発行事業者は 消費税の確定申告が必要です



消費税の確定申告をするための3STEP

1. 取引関係資料を登録日以前と登録日以降に区分する

消費税の確定申告は、インボイス発行事業者の登録日以降の取引に対して必要となりますので、請求書や納品書、領収書などの取引関係資料を登録日前と後に区分する必要があります。登録日は登録通知書で確認できます。

2. 取引を税率ごとに区分する

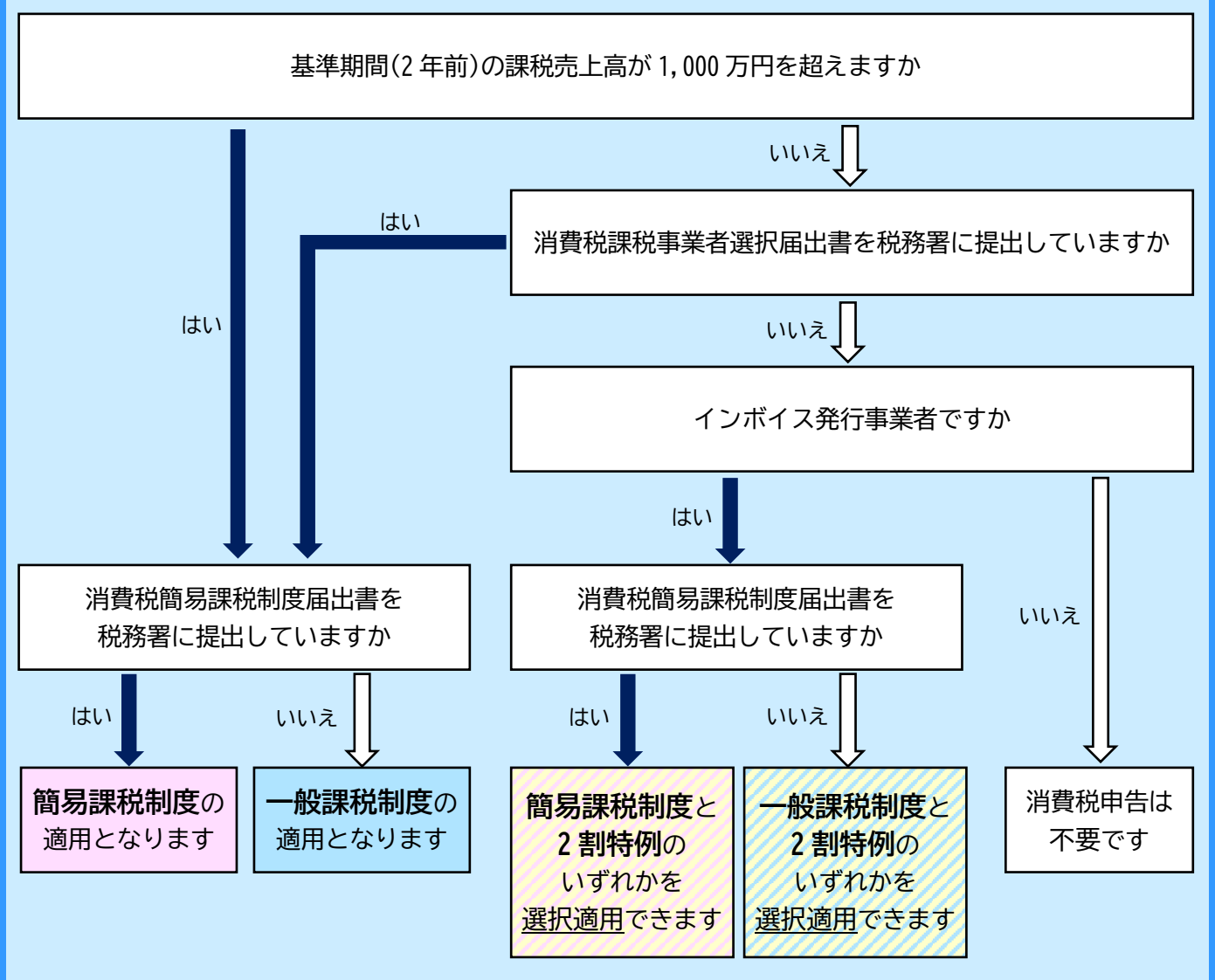
消費税の確定申告を行うには、売上や仕入、諸経費を税率ごと(8%と10%)に区分して集計する必要があります。

3. 確定申告書の作成する

課税取引金額計算表を作成すると申告書の作成がスムーズです。
令和5年分の消費税申告・納付期限は令和6年4月1日(月)です。

消費税の計算方法には、「一般課税」と「簡易課税」の2つの方法があります。また、インボイス制度の開始に伴い免税事業者から課税事業者になられた事業者は特例計算を利用することもできます。自身の計算方法がどれに当てはまるのか、右ページのフローチャートで確認してみてください。

消費税計算方法のフローチャート



【一般課税制度】

売上に係る消費税額から
仕入等に係る消費税額
を差し引いて納付税額を計算

仕入等について実額計算が必要

【簡易課税制度】

売上に係る消費税額から
売上税額にみなし仕入率をかけた金額
を差し引いて納付税額を計算

仕入等について実額計算が不要
業種に応じたみなし仕入率を使用
事前の届出が必要

【2割特例】

売上に係る消費税額から
売上税額の8割
を差し引いて納付税額を計算

仕入等について実額計算が不要
売上税額の2割を納付
事前の届出が不要

「一般課税」「簡易課税」「2割特例」のどれが節税になるのかは一概には言えません。
 一般課税は記帳や申告時の負担が大きい方法ですが、高額な投資をしたなど、消費税を多く支払った事業者にとってはメリットがあります。
 簡易課税は「仕入等に係る消費税計算が不要」「支払の際に受け取った書類がインボイスかどうかの確認が不要」などといったメリットがありますが、複数の事業を行っている事業者にとっては事務負担が増える可能性もあります。
 2割特例はインボイス制度の開始を期に課税事業者になった方に対する特例で、令和8年分の消費税の確定申告まで利用できます。特例を利用するのに事前の手続きは必要ありません。
 商工会でも消費税の計算に関する相談を受け付けておりますが、確定申告期間中は非常に混み合います。
 必ず事前にご連絡をいただいてから、1月中に1度ご相談いただきますようお願いいたします。